



今月の主な目次

- TMR設計・給与上の留意点
- 土壌分析項目から考える草地土壌
- 公社草地リフレッシュ事業の紹介

- 道東事業部 新ラインアップの紹介
- ②TMR用シリーズ

時の話題

欧米の酪農制度改革や生産者対応に学ぶ

今日酪農業界での関心事項は、WTO交渉の帰趨であり、先進酪農国における制度改革と生産者の対応論議であろう。

EUの共通農業政策が示唆するもの

WTOの交渉に関連してはEUが既にCAP(共通農業政策)を改革しているの、UR(ウルグアイ・ラウンド)のときは、EUがまずCAPを定め、アメリカと話し合い、ブレアハウス合意を経て、交渉が纏まっている。この度のCAP改革もWTO交渉進展に重い意味を持つことになるであろうし、わが国の今後の酪農制度見直しにも参考になる。

そのポイントは次の4点である。①過去一定期間(2000～2002年度)の直接支払いをベースにした単一直接支払いを酪農では2008年から実施し、デカップリングする。②直接支払いを段階的に削減する。段階的削減は、05年度3%、06年度4%、07年度以降5%削減し農村開発へ、50,001ユーロ/年以上受給農家は全額削除、③支持価格(脱脂粉乳15%、バター25%)の引き下げ、④条件不利地域、農業環境、植林、早期離農、品質、食品安全、動物愛護等を満たす農村開発に財源転換等がこれである。

過去の一定期間の直接支払いをベースにすることで、現在の生産と所得の関係を断ち切る単一直接支払いは、生産を刺激するものではなく貿易も歪めない。デカップリングという政策手法を、WTOで公認させる。EU

が直接支払いを削減する方向と、介入価格の引き下げを打ち出したことから、EUはこのカードに裏付けされた提案を今後のWTO交渉に持ち出すことになる。交渉の妥結は乳製品の国際価格の下方誘導をもたらす。

重要さを増す生産者による供給管理

アメリカ合衆国は、昨年新農業法を制定し、WTOでは黄の政策となる牛乳収入喪失縮小事業(Milk Income Loss Contract Program, MILCと略記する)等を新設し、生乳価格の支持に乗り出した。MILCは、(($\$16.96/\text{cwt}$ —ポストンにおける連邦オーダの下限価格) $\times 0.45$)を単価として、連邦オーダに参加する生乳全量に、1経営あたり240万ポンドを上限に、直接支払いする制度である。手厚い制度を設けたのに拘わらず、02年度の郵便受け(農場庭先)価格は、 $\$11.91/\text{cwt}$ と下落した。しかし生乳生産量は増加し、乳製品のCCC(商品信用公社)在庫が膨張したのである。

合衆国では、全米生乳生産者連盟が中心にこれを問題とし、生乳市場を混乱させている原因者探しが始まった。調査の結果、生乳供給を増やしているのは、MILCの恩恵を受ける家族経営ではなく、メガファームであることが分かった。行政的にはこれ以上財政支出が許されないの、この対策は生乳生産者が基金を積み上げて、自主的に生乳の供給調整をしようとなった。この活動はCWT(Cooperative Working Together)と称され、いま全米生乳生産者連盟が、下部組織に賛否を問うているところである。CWTはWTO規制の下、生乳や乳製品を自主的に供給管理する新しい知恵をもたらす。

(酪農総合研究所長 久保 嘉治)